宮崎県歯科保健推進協議会成人期実務者会議について(報告)

1 設置の目的

成人期における歯科保健対策の現状把握や課題解決の施策について検討を行うため、宮崎県 歯科保健推進協議会に成人期実務者会議(以下「実務者会議」とする。)を設置する。

2 協議事項

実務者会議は、次に揚げる事項について協議する。

- (1) 県内の事業所の歯科保健の状況等に関する調査
- (2) 成人期における歯科保健対策推進のための効果的な施策等について
- (3) その他成人期の歯科保健対策について

3 開催状況

第1回 令和3年6月23日 協議内容 事業所調査内容について、効果的な施策について 第2回 令和3年11月24日 協議内容 事業所調査結果について、効果的な施策について

4 協議概要

(1) 県内の事業所の歯科保健の状況等に関する調査

調査内容について:前向きな選択肢を追加する。具体的な参考事例を紹介する。等 調査結果について:結果概要は資料2-2のとおり。

- (2) 成人期における歯科保健対策推進のための効果的な施策等について
 - ○啓発

事例紹介、実施可能機関、申込方法等についても周知する。 チラシの作成(上記情報、必要性、金額、調査結果ほかを記載する) (別紙)

○環境の整備

休暇の取得しやすさ:事業所において特別休暇、有給休暇の取りやすさ。

実施方法: 将来に向けては歯科健診を実施する事業所が個別実施か集団実施を選択できる体制を整備する必要がある。 (現在は個別実施のみ可)

○健康経営の推進

健康経営推進の一環として従業員の健康保持・増進のため歯科健診を推進する。

- ・宮崎県健康長寿推進企業等知事表彰(健康経営に積極的な事業所を表彰) 優遇措置あり(融資条件緩和、みやざき犬優先的派遣、商談会等において学生に表 彰事業所の照会等
- ○補助金等の情報提供
 - ・健康保持増進助成金(運動、メンタルヘルス、栄養、口腔保健指導、保健指導等に使用可。 上限10万円、1回かぎり)(労働者健康安全機構)

宮崎県歯科保健推進協議会成人期実務者会議設置要領

令和3年3月18日 福祉保健部健康増進課

(目的)

第1条 成人期における歯科保健対策の現状把握や課題解決の施策について検討を行う ため、宮崎県歯科保健推進協議会に成人期実務者会議(以下「実務者会議」とする。) を設置する。

(協議事項)

- 第2条 実務者会議は、次に揚げる事項について協議する。
 - (1) 県内の事業所の歯科保健の状況等に関する調査
 - (2) 成人期における歯科保健対策推進のための効果的な施策等について
 - (3) その他成人期の歯科保健対策について

(組織)

第3条 実務者会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(実務者会議の会長)

- 第4条 実務者会議に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、実務者会議を代表する。

(任期)

- 第5条 実務者会議の委員の任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までと する。
- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 実務者会議は必要に応じて、健康増進課長が招集する。
- 2 実務者会議の議長は、会長が務める。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、実務者会議に委員以外の者の出席を求めて意 見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 実務者会議の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、実務者会議の運営に関し必要な事項は、健康増進課長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

宮崎県歯科保健推進協議会成人期実務者会議

所属
宮崎県歯科医師会
宮崎県医師会
宮崎県歯科衛生士会
宮崎労働局
宮崎産業保健総合支援センター
全国健康保険協会宮崎支部 (協会けんぽ)
宮崎県健康づくり協会
宮崎県商工会議所連合会

宮崎県歯科保健推進協議会成人期実務者会議委員名簿

所属	職名	氏 名	備考
宮崎県歯科医師会	常務理事	佐野裕一	
宮崎県医師会	常任理事	荒木 早苗	
宮崎県歯科衛生士会	理事	下池 光	
宮崎労働局	労働基準部 健康安全課 地方労働衛生専門官	地福 竹志	
宮崎産業保健総合支援センター	副所長	木野宮 柔剛	
宮崎県商工会議所連合会	総務企画課長	野﨑 益寛	
全国健康保険協会宮崎支部 (協会けんぽ)	企画総務部 保健グループ グループ長	加藤、栄子	
宮崎県健康づくり協会	主査 (健康推進課 研修指導係)	馬場・美穂	

任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで